

千葉市企業立地パンフレットに掲載する広告の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発行する企業立地パンフレット（以下「パンフレット」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、千葉市広告掲載要綱（平成18年3月3日施行）第5条及び千葉市広告掲載基準（平成18年3月3日制定）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格、掲載位置及び枠数)

第3条 広告の規格、掲載位置及び枠数は、経済農政局長が別に定める千葉市企業立地パンフレットに掲載する広告の募集要項（以下「募集要項」という。）においてこれを指定する。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、次の各号のいずれかに該当する団体を対象に行うものとする。

- (1) 千葉市内の工業団地等を運営する団体
- (2) 企業立地補助制度の対象となる地区・地域（工業専用地域・工業地域・準工業地域・商業地域・近隣商業地域・千葉都心地区・幕張新都心地区・蘇我特定地区・千葉土気緑の森工業団地・ちばリサーチパーク・ネクストコア千葉誉田・み春野流通パーク・I C周辺地域）内に立地するビル等のうち、賃貸に供する部分の床面積が2,500平米以上の物件を保有又は管理運営する団体
- (3) 千葉市企業立地促進融資制度の全店舗取扱が可能な金融機関
- (4) 千葉市内の物件を取り扱う不動産業者

2 募集は、パンフレットの発行に際して行うものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、経済農政局長が決定し、指定する。

2 経済農政局長は、必要に応じ、広告掲載料を見積合せにより決定することができる。

3 広告主は、広告掲載料を経済農政局長の指定する期日までに、一括納入するものとする。ただし、経済農政局長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第6条 パンフレットへの広告掲載希望者は、パンフレット広告掲載申込書（様式第1号）により、持参、FAX又は電子メールで、経済農政局長が募集要項において指定する期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件についてパンフレット広告掲載・非掲載決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知する。

3 市長は、広告掲載希望者が第3条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

4 見積合せによる広告募集を行った場合は、見積金額が第3項の規定に優先するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第8条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲

載内容及び条件を記載したパンフレット広告掲載承諾書（様式第3号）を市長に提出する。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告の内容、デザイン等の審査及び協議）

第10条 広告の内容及びデザイン等については、市及びパンフレットの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

（広告内容等の変更要求）

第11条 市長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

- （1）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- （2）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- （3）前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
- （4）広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- （5）その他、パンフレットへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第14条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の債務）

第15条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（裁判管轄）

第16条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に経済農政局長が定める。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月29日から施行する。